

[参考配布資料]

169 回通常国会の民主党議員立法一覧

= 『次の内閣』 で中間報告済のもの：未定稿= 2008/06/13 現在

《総務部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--|--|----------------------|--------------------------|---|
| 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 継続 | 地方公務員に対して、在職中密接に関連のあった営利企業に再就職することを離職後5年間禁止する等、退職職員による現職員への働きかけを禁止する等の措置を講じる。 | (審査済) | 07/5/9 衆提出 | |
| 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 継続 | 国民生活に必要な役務提供のための民営化の見直しを行い、株式の処分を停止する。 国民新党提起=共同提案 | 10/17 了承 | 07/10/23 参提出 | 12/4 参総務委趣旨説明 12/6 質疑 12/11 参総務委・可決 12/12 参本会議・可 |
| 電気通信事業法の一部を改正する法律案 (携帯電話有害サイト接続制限法案) 継続 | 電気通信事業者および代理店に対して、子どもが使用するおそれのある携帯電話又は PHS 端末の契約を締結する際に、①インターネット上の情報の閲覧の制限ができるサービスの有無、②制限される情報の内容等の説明を義務付ける。 | (審査済) | 06/12/14 衆提出 | 「違法・有害サイト対策 PT において、本法案をバージョンアップした「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案」(P.3)を作成、与野党協議の上、青少年特委員長提案となり、6/6 衆・可決 |
| 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案 | シベリア・モンゴル等に戦後強制抑留された方に対して、帰国の時期に応じて特別給付金を支給するもの。 | 2/13 中間報告 4/30 了承 | | |
| 地方税の一部を改正する法律案 | 3月31日に期限を迎える地方税法の特別措置のうち、事後的に遡及適用することが困難な事項(純粋に日切れの性格を有するもの)の適用期限を延長するもの。 | 3/19 了承 | | 未提出。 与党の「つなぎ法案」が提出され、賛成した。 |
| 公共サービス基本法案 | 国民が安心して暮らせるようにすることを目的に、①国民が「良質な公共サービスを受取る権利」「公共サービスについて意見を述べる権利」などを有していること、②国や自治体が国民の意見を踏まえて公共サービスを不断に見直す責務等を有していること、等を規定するもの。 | 5/28 中間報告 6/4 了承 | | |
| 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 | いわゆる振り込め詐欺等の犯罪にレンタル携帯電話が不正利用されるのを防止するため、①レンタル携帯事業者に本人確認義務等を課す、②SIMカードの無断譲渡等も罰則の対象にする、③政府、国、地方公共団体が、不正利用の手口の周知等のための措置を講ずるもの。 | 6/4 了承 | 6/5 衆・総務 委員長提 案 | 6/4 衆・総務委、可決 6/6 衆・本会議・可決 6/10 参・総務委・可決 6/11 参・本会議・可決 |

| | | | | |
|------------------|---|----------|----------------|--|
| 地方自治法の一部を改正する法律案 | ①地方議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができるものとする。②地方議会議員の報酬の規定を他の行政委員会の委員等の報酬の規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改める。 | 6/4 中間報告 | 6/10 衆・総務委員長提案 | 6/10 衆・総務委・可決 6/10 衆・本会議・可決 6/10 参・総務委・可決 6/11 参・本会議・可決 |
|------------------|---|----------|----------------|--|

《分権》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--|---|---------------------|----|------|
| 個別の補助金等の廃止による一括交付金制度の創設等に関する法律案 (ひもつき補助金廃止法案) | 全ての補助金等を廃止し、平成 21 年度から一括交付金制度をスタートするとともに、平成 23 年度から一括交付金制度と地方交付税制度の統合を含め、財政調整等の機能を強化した新たな制度をスタートする。 | 2/6 中間報告 2/13 了承 | | |

《政治改革》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--|--|-------|---------------|------|
| 公職選挙法等の一部を改正する法律案 (インターネット選挙運動解禁法案) 継続 | ウェブサイトや電子メールを用いて選挙運動ができるようにする。なりすまし等の悪用を防ぐための措置を講じ、罰則を設ける。 | (審査済) | 2006/6/13 衆提出 | |

《外務・防衛部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|-------------------------------------|---|----------|-----------|--|
| テロ根絶法案 (アフガニスタン復興支援法案) 継続 | テロ根絶とアフガニスタンの安定に向けた民生支援を行うもの。具体的には、①「アフガニスタン人間の安全保障センター」を設置し、DDR、SSRに協力、②アフガニスタン国内における和解と抗争停止合意の形成を支援、③抗争停止合意後に、かんがい事業や医療、物資の輸送、警察行政改革の4分野を重点として、自衛隊も含む人道復興支援を行う、④基本的な法制の整備を行う、等。 | 12/12 了承 | 12/21 参提出 | 12/27 参外防委趣旨説明 1/8 参外防委質疑 1/10 参外防委・否決 1/11 参本会議・可決 衆院で審議、継続 |

《内閣部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------|----------|------|
| 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案 | 銃器を使用した犯罪の多発に鑑み、銃規制のあり方について見直す。 | 12/25 登録 4/16 中間報告 | 4/25 参提出 | |

| | | | | |
|---|---|---------------------------------|------------------------|--|
| | | 告 4/23 了承 | | |
| 特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案 ※通称：韓国・朝鮮人元BC級戦犯法案 | 韓国・朝鮮人元BC級戦犯の方々が被った犠牲ないし損害の深刻さにかんがみ、その苦痛を慰藉し、又はその遺族に対して弔意を表すため、給付金を支給するもの。 | 2/12 登録 4/9 了承 | 5/29 衆提出 | |
| 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律案 | 子どもたちがインターネット上の違法・有害サイトに触れずにすむ環境を整備するため必要な措置を定める。 | 12/26 登録 4/2 中間報告 5/21 了承 | 6/6 衆青 少年特委 員長提案 | 6/6 衆青少年委員長提案、本会議・可決 6/10 参内閣委・可決 6/11 参本会議・可決・成立 |
| 宇宙基本法案（超党派議員立法） | 宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定める。 | 4/30 了承 | 5/9 衆院 | 5/9 衆内閣委・可決 5/13 衆本会議・可決 5/20 参内閣委・可決 5/21 参本会議・可決・成立 |
| 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（野党超党派議員立法） | 戦時性的強制被害者問題の解決の促進を図り、関係諸国民と日本国民との信頼関係の醸成、わが国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することを目的とする。 | 3/4 登録 6/4 取扱い一 任 | 6/10 参院 | |

《人権・消費者》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--|---|-------------------------------|---------|---|
| オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案 | オウム真理教犯罪が未曾有で、被害者は国のかわりに犠牲になった等を踏まえ、教団の債権を国が肩代わりした上で被害者に給付金を支払い、国が教団から債権を回収するもの | 12/12 了承 | 2/14 衆院 | 本法案をベースに与野党協議を進め、下記の超党派議員立法で合意。それに伴い本法案は取り下げ。 |
| オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（超党派） | オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるもの。 | 5/28 報告 6/4 了承 | 6/4 衆院 | 6/4 衆議院内閣委員長提案、可決 6/5 衆本会議・可決 6/10 参内閣委・可決 6/11 参本会議・可決、成立 |
| 消費者権利擁護官法案（仮称） ※通称：消費者ワブスパーソン法案 | 消費者行政を監視するため、内閣の各省庁から独立した「消費者権利擁護官（仮称）」を設置するもの。 | 2/21 登録 4/23、6/11 中 間報告 | | |

《税制》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---------------|---|---------|------|---|
| 租税特別措置法の一部改正案 | 閣法の所得税法等改正案から租税特別措置法部分を切り出した上で、暫定税率部分を落とし、民主党の証券税制案等を入れたもの。 | 2/13 了承 | 提出せず | 代わりに、所得税法等の一部改正案（非日切れ法案）、租税特別措置法の一部改正案（日切れ法案）を提出。 |

| | | | | |
|--|---|----------------|----------------|--|
| <p>揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案（特定財源制度改革法案）</p> | <p>道路特定財源制度改革に関する民主党の考えを網羅的にまとめたもの。①道路特定財源制度に係わる暫定税率（国税、地方税）を延長しない、②道路特定財源の一般財源化、地方道路整備臨時交付金の交付額維持、③国直轄事業の地方負担金廃止、の3本柱からなる。</p> | <p>2/13 了承</p> | <p>2/19 参院</p> | <p>4/8 参財金委趣旨説明 4/10、15、22 同委審議</p> |
| <p>租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（租特透明化法案）</p> | <p>特定の企業や団体を優遇する点で、租税特別措置は実質的な補助金であると言える。だが、税務当局も要求官庁もその必要性や効果を十分に検証できておらず、国民への説明責任を全く果たしていない。本法案は、租特の適用実態、評価などを明らかにするもの。</p> | <p>2/13 了承</p> | <p>3/21 参院</p> | <p>4/8 参財金委趣旨説明 4/10、15、22 同委審議 5/16 参財金委可決 5/23 参議院本会議可決、衆院送付</p> |
| <p>所得税法等の一部改正案（非日切れ法案）</p> | <p>本年の税制改正の課題の中から、年度内に成立しないことが国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項（下記「租税特別措置法改正案」参照）を除いたもの。</p> | <p>2/27 了承</p> | <p>2/29 参院</p> | <p>4/8 参財金委趣旨説明 4/10、15、22 同委審議 (4/30 閣法 衆議院再議決)</p> |
| <p>租税特別措置法の一部改正案（日切れ法案）</p> | <p>年度末に期限を迎える租税特別措置の内、年度内に成立しないことが国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項（純粋に日切れの性格を有するもの）7項目のみを内容とする</p> | <p>2/27 了承</p> | <p>2/29 参院</p> | <p>4/8 参財金委趣旨説明 4/10、15、22 同委審議 (4/30 閣法 衆議院再議決)</p> |
| <p>揮発油税等の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案（ガソリンスタンド対策法案）</p> | <p>揮発油税等の暫定税率が廃止された場合、揮発油または軽油の販売業者が、既に暫定税率分を上乗せしたかたちで仕入れた在庫分について、その暫定税率分を負担することなく価格の引き下げを行えるよう、税の救済措置をとるもの。</p> | <p>3/19 了承</p> | <p>3/21 参院</p> | <p>4/8 参財金委趣旨説明 4/10、15、22 同委審議</p> |
| <p>保険業法等の一部を改正する法律案</p> | <p>平成17年の保険業法改正により、重い規制の網がかけられることになった自主共済の廃業を回避するため、3月31日の経過期間の満了を前に、経過措置を1年延長するもの</p> | <p>3/19 了承</p> | <p>3/24 参院</p> | |
| <p>法人税法の一部改正案（特殊支配同族会社役員給与損金不算入措置廃止法案）</p> | <p>特殊支配同族会社役員給与損金不算入措置を廃止するもの。</p> | <p>2/13 了承</p> | <p>6/4 参院</p> | |

《予算》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|----------------------------------|--|---------|----|------|
| 財政運営の抜本的な見直しの推進に関する法律案（予算機能転換法案） | 参院選マニフェストで示した個々の政策を実現するため、必要な財源の確保に向けた道筋を示すもの。 | 2/13 了承 | | |

《厚生労働部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---|---|----------|----------|---|
| 障害者自立支援法及び児童福祉法改正案 継続 | 閣法「障害者雇用促進法改正案」と同時審議を要求。障害者自立支援法の施行に伴い、障害者福祉サービスの利用料の負担が重くなり、サービスの利用中止、削減が増えて深刻な状況になっている。政府の特別対策は根本的な解決になっておらず、障害者福祉サービスの応益負担を廃止し、支援費制度と同様、応能負担に戻す。 | 9/12 了承 | 9/28 参提出 | 4/24 厚労委趣旨説明 |
| 特定肝炎対策緊急措置法案 継続 | B型・C型肝炎について患者に対する責務は、国の責任において医療費の助成を緊急に行うべきであるとの観点から、インターフェロンの治療にかかる自己負担を月額上限1万円に軽減する内容（予算規模280億円）。与党案は国の責任を明記せず、自己負担の月額上限が3万円、予算規模約129億円。 | 9/19 了承 | 10/2 参提出 | 12/4 厚労委趣旨説明、12/6 質疑 |
| 児童扶養手当法の一部を改正する法律案 継続 | 閣法「児童福祉法改正案」と同時審議を要求。母子世帯は就労支援を実施してもなお、不安定な非正規雇用の者が多い（平均年収約233万円）ことから、4月から実施される児童扶養手当の減額措置の規定を削除し、母子世帯への手当を従前どおり支給する。 | 11/14 了承 | 12/5 衆提出 | 5/21 衆厚生労働委員会にて趣旨説明 5/23 審議、5/28 審議、否決 5/29 衆本会議 否決 |
| 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（民主党案） 継続 | 介護労働者の賃金を引き上げるため、認定介護事業者を対象に介護報酬を加算する | 12/26 了承 | 1/9 衆提出 | 4/8 本会議趣旨説明 4/9 衆委員会趣旨説明 4/11・16・18 審議 4/25「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案」を与野党共同提案するため、撤回 |

| | | | | |
|--|---|----------------------|--------------|---|
| 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案 (衆院厚生労働委員長提案) | 介護従事者等の処遇を改善するための施策の検討を行い、必要な措置をはかる。 | 4/23 了承 | 4/25 提出 | 4/25 衆厚労委員会・本会議 可決 5/20 参厚労委員会可決 5/21 参本会議可決・成立、 |
| 高齢者医療負担増廃止法案 | 政府与党が後期高齢者医療制度施行の先送りをしているのに対し、民主党は後期高齢者医療制度の廃止、70歳から74歳の医療費窓口負担の引上げの中止、介護療養病床の維持を柱とした法改正を行う。 | 2/13 了承 | 2/28 衆提出 | |
| 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案 | そしゃく機能障害にかかわる身体障害者手帳の交付申請には医師の診断書を添付することになっており、歯科医師の診断書は認められてない。これを認め、歯科医師の診断を受けた申請者が改めて医師の診断を受けずに手帳交付申請ができるようにする。 | 2/20 了承 | 6/4 提出 | |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(在外被爆者支援) =再提出 | 在外被爆者に被爆者援護法の適用があることを明確にし、渡日せず、海外からも被爆者健康手帳、医療費、各種手当等の申請を可能にするとともに、在外被爆者に対する健康相談、日常生活支援等を実施する。さらに在外被爆者に対する渡日治療の支援を実施する。 | 1/23 了承 | | 与野党協議でまとまった下記法案を、6/4 衆厚労委員長提案として可決したため、提出せず |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正案 | 在外被爆者への法適用を明示し、在外被爆者が渡日せずに認定手続等が行えるようにする。 | 6/4 了承 | 6/4 衆厚労委員長提案 | 6/4 衆厚労委員長提案、可決 6/5 衆院本会議可決 6/10 参厚生労働委員会 可決 6/11 参本会議 可決・成立 |
| 労働者派遣法等改正案 | 一時的・臨時的雇用としての労働者派遣の原点に立ち返り、常用雇用の派遣を基本とする方向で見直しを提起する。当面、日雇い派遣は原則禁止し、職業紹介により派遣先が直接雇用することとする。派遣先(ユーザー)責任を強化し、法違反には罰則を強化する。 | 3/12 中間報告 4/23 了承 | | |
| 歯の健康の保持の推進に関する法律案 | 歯の健康は、国民の健康及び質の高い生活を確保する上で重要。また、子どもの歯科検診・保健指導は歯科疾患の予防や適切な治療だけでなく、児童虐待の早期発見効果が期待される。本法案は、歯科検診・保健指導、適切な治療の推進、歯科疾患の予防に関する教育・啓蒙、調査研究の推進等を定める。 | 4/23 報告 5/15 了承 | 6/4 提出 | |

| | | | | |
|--|---|----------|----------------|---|
| 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案 | 4月1日に始まった後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すとともに、年金からの健康保険料天引きの中止、70歳から74歳の医療費窓口負担の引上げの中止等を盛り込んだ法改正を行う。 | 5/21 了承 | 5/23 参提出(野党4党) | 5/29 参厚労委趣旨説明 6/3 厚労委 質疑 6/5 厚労委 参考人質疑、締総質疑、可決 6/6 参本会議 可決 |
| 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案 | 母子家庭の母の雇用状況が依然として厳しい状況にあること鑑み、就業を支援するために必要な施策を実施する。 | 5/21 了承 | | |
| ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案 | ハンセン病問題の残された課題について、元患者の療養や生活の保障、療養所退所希望者に対する退所準備金の支給、ハンセン病元患者の名誉回復、死没者の追悼のための措置等について定める。 | 6/4 了承 | 6/6 衆厚労委員長提案 | 6/6 衆厚生労働委員会、本会議 可決 6/10 参厚生労働委員会 可決 6/11 参本会議 可決・成立 |
| 障がい者虐待の防止及び障がい者の介護等に対する支援等に関する法律案 | 障がい者に対する虐待を防止し、虐待が起きた場合の保護、障がい者を介護する者の負担軽減等について定める。 | 6/4 中間報告 | | |

《年金調査会》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---|---|-------------|---------------|---|
| 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (年金保険料流用禁止法案) 継続 | 年金保険料を、年金支給以外に使うことを一切禁止 | 07/9/12 了承 | 07/09/14 参提出 | 10/25 参厚労委趣旨説明 10/30 参厚労委質疑入り 11/1 参厚労委質疑・可決 11/2 参本会議・可決 11/14 衆厚労委趣旨説明 11/28 衆厚労委審議 (採決待ち) |
| 基礎年金番号を用いての把握がなされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(「ねんきん特別便」緊急支援法案) | 社会保険庁の解体までに、名寄せによって判明した抜けている記録そのものまたはそのヒントを記載した「ねんきん特別便」を再送し、全員に電話・訪問照会を行い、記録の統合を進める。 | 08/04/09 了承 | 08/04/16 衆院提出 | |
| 国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(国民年金過払い還付法案) | 国民年金の納付保険料が満額に満たない場合などに任意で保険料を納付し、満額に達した後も保険料を払い続けていた場合について、この保険料は年金額に反映されない過払いとなるため、これを還付できるようにする。 | 08/04/09 了承 | 08/04/16 衆院提出 | |

《経済産業部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---|--|--------------------------------|-----|-----------------|
| 官製談合防止法・独占禁止法等改正案 継続 | 続発する官製談合を防止するため、①官製談合防止法の適用対象に公務員OBを含める、②入札談合防止のためにも公取が改善措置要求を行えることとし、各省庁は談合防止の具体策を策定、その内容を議会に報告することを義務付け、③事案ごとに第三者による調査委員会を設置、④課徴金減免制度の拡充等、を行うもの。 | 審査済 | 提出済 | 166 国会提出（衆・経産委） |
| 大企業者による中小企業者に対する不当な行為の防止等に関する法律案（中小企業いじめ防止法案） | 大企業と中小企業の取引に関して、中小企業の事業活動に不当な悪影響を及ぼす大企業の行為を防止し、取引の公正を図り、中小企業の利益を保護するもの。大企業に対し、不当な値引き、押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止。 | 05/27 法案登録 05/28 中間報告 | | |

《法務部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--|---|----------------|------------------|------|
| 民法の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏等法案、衆継続） 継続 | ①婚姻適齢を男女とも18歳とする。②再婚禁止期間を100日に短縮する。③夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。④嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同一とする。 | 06/03/01 了承 | 06/03/29 衆院提出 | |
| 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べ可視化法案） 継続 | ①弁護士立会権： 取調べの際、被疑者又は弁護人が求めたときは、弁護人の立会いを認めなくてはならない。 ②立会い権の告知： 取調べの際は、被疑者に対して弁護人を取調べに立ち合わせることを求められる旨、告げなくてはならない。 ③ビデオ等の録画による取調べの可視化： 取調べの際は、被疑者の供述、及び取調べの状況のすべてを映像及び音声を同時に記録しなければならない。 ④保釈不許可要件の厳格化： 保釈請求があった場合は、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる充分な理由があるとき等を除いて許可しなければならない、等。 | 06/03/29 了承 | 06/06/08 衆院提出 | |

| | | | | |
|---|---|---|------------------|---|
| 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（死因究明2法案） 継続 | 非自然死体の死亡原因、死亡の推定年月日時と場所、犯罪の嫌疑の有無などの究明に関して都道府県警察に死因調査専門職員を置くなど必要な手続と方法を定めるもの。 | 07/06/06 了承 | 07/06/21 衆院提出 | 08/05 衆議院法務委員長主催による死因究明問題勉強会を2回開催 |
| 法医学研究所設置法案（死因究明2法案） 継続 | 犯罪死体・非犯罪死体の区別なく、死体の検案・解剖、身元が明らかでない死体の指紋・歯形の分析や遺伝子構造の鑑定その他の科学的調査を適確に行うために法医学研究所を国の施設等機関として設置することを定めるもの。 | 07/06/06 了承 | 07/06/21 衆院提出 | 08/05 衆議院法務委員長主催による死因究明問題勉強会を2回開催 |
| 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べ可視化法案） 継続 | (1) 取調べの際は、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて映像・音声を記録しなければならない。記録媒体は取調べ終了時に被疑者の前で封印しなければならない。 (2) (1)に違反して行なわれた取調べでなされた自白を内容とする供述調書等は、裁判で証拠とすることができない。(3) 検察官は、保管する証拠の標目を記載したリストを作成し、公判前整理手続で被告人・弁護人に開示しなければならない、など。 | 07/10/31 了承 | 07/12/04 参院提出 | 08/05/29 参議院法務委員会で提案理由説明 08/06/03 参議院法務委員会で質疑・採決 08/06/04 参議院可決 |
| 民法の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏等法案、参提出予定） | ①婚姻適齢を男女とも18歳とする。 ②再婚禁止期間を100日に短縮する。 ③夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するもの ④嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同一とするものとする。 | 08/02/27 了承 | 08/04/22 参院提出 | |
| 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案 | 2003年に制定された性同一性障害者特例法の施行3年後見直し条項に基づき、心と体の性が一致しない「性同一性障害者」の性別変更を認める要件から、「現に子がいないこと」を削除するもの。与党と協議の結果、「現に未成年の子がいない」とし、検討条項を付したうえで参議院法務委員長提出とすることを合意 | 08/04/15 登録 08/04/16 中間報告 08/05/28 超党派議員立法とすることを了承 | 08/06/03 参院提出 | 08/06/03 参議院法務委員会で委員長提案 08/06/04 参議院可決 08/06/06 衆議院法務委員会で質疑・採決 08/06/10 衆議院可決・成立 |
| 民法等の一部を改正する法律案（嫡出推定制度改善法案） | 離婚後300日以内に出生した子の大多数を占めているといわれる別居中懐胎の子について、現行法では前夫の子としてしか出生届が | 08/04/15 登録 08/04/23 | | |

| | | | | |
|--|--|------|--|--|
| | 受理されない。本法案は、子の懐胎当時に事実上の離婚状態にあったなど前婚の夫の子でないことを裏付ける事情を公証人法の「宣誓認証制度」を利用した母の陳述書の形で提出することにより、推定を排除できることとする規定を民法、戸籍法に追加するもの。 | 中間報告 | | |
|--|--|------|--|--|

《文部科学部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|--|--|------------|---------|---|
| 学校施設耐震化促進法案 | 耐震診断の実施及び結果公表をぎむづけるとともに、当該校舎の改築・補強のための経費に対する国負担割合につき特例措置を定めるもの。 継続 | 審査済 | 衆院 | 2007年166国会提出 ※本法案をベースに与野党協議を行い、下記の超党派議員立法として合意。本法案は取り下げ。 |
| 地震防災対策特別措置法改正案(超党派議員立法) | (同上) | 5/28 了承 | 衆院 | 6/6 衆議院文部科学委員会・委員長提案 6/6 衆議院本会議・可決 6/10 参議院文教科学委員会・委員長提案 6/11 参議院本会議・可決・成立 |
| スクールカウンセラー法案 | 専門的知識をもって指導及び助言を行う専門相談員を全国の小、中、高等学校に配置できるようにするもの。 継続 | 審査済 | 衆院 | 2006年164国会提出 |
| 高校無償化法案 | 国公立高等学校の授業料は無料とし、私立高等学校等通学者に対しても、同額程度の助成を行い、保護者負担の軽減を図る。 | 2/20 了承 | 3/18 参院 | |
| 教科書バリアフリー法案 | すべての子どもの学ぶ機会を保障する観点から、国と教科書会社が拡大教科書発行の責任を持つように制度改正を行う。 | 2/27 了承 | 3/18 参院 | ※本法案をベースに与野党協議を行い、本法案を取り下げずに、下記の超党派議員立法を提案することで合意。 |
| 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(超党派議員立法) | (同上) | 5/28 了承 | 6/5 参院 | 6/5 参議院文教科学委員会・委員長提案 6/6 参議院本会議・可決 6/10 衆議院文部科学委員会・委員長提案 6/10 衆議院本会議・可決・成立 |
| 義務教育事務の緊急移管制度創設法案 | 財政破綻した市町村の義務教育関係事務は、適用期間中文部科学大臣が処理する。 | 4/2 再提出了承 | 4/9 参院 | 5/22 参院文科委員会・趣旨説明 5/27 参院文科委員会・質疑・採決(可決) 5/28 参院本会議・可決、衆議院へ送付 |
| 学校安全対策基本法案 | 学校安全対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。 | 4/23 再提出了承 | 5/27 参院 | ※閣法「学校保健法等の一部改正案」を修正し、民主党議員立法「学校安全対策基本法案」の内容を盛り込んだ。 |
| 教員数拡充法案 | きめ細やかな教育を行うことができるよう、教育職員の配置の拡充を図るため、行革推進 | 4/23 再提出了承 | | |

| | | | | |
|--------------------|--|------------|---------|--|
| | 法で定める教職員数の削減、及び人材確保法の見直し規定等を削除するもの。 | | | |
| 研究開発力強化法案(超党派議員立法) | 我が国の研究開発力の強化及び効率性の向上を図る。 | 5/28 了承 | 5/29 参院 | 5/29 参院内閣委員会・委員長提案 5/30 参院本会議・可決 6/4 衆議院文科委員会・可決 6/5 衆議院本会議・可決・成立 |
| 学校教育環境整備法案 | 学校教育に関連する国及び地方公共団体の財政支出の国内総生産に対する比率を指標として、予算の確保及び充実の目標を定めなければならないなどの規定を盛り込み、教育予算の充実・環境整備を図る。 | 5/21 再提出了承 | 5/28 参院 | ※衆議院文部科学委員会にて教育振興基本計画に関する決議を行い、同法案の内容を盛り込んだ。 |

《子ども・男女共同参画調査会》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---|---|----------------|---------|------|
| 子ども手当法案 | 中学校卒業までの子どもに、一人月額2万6千円を支給。 | 3/26 再提出 了承 | 4/22 参院 | |
| 児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部改正案 | 子どもたちを性的搾取・性的虐待から守るため、児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノ取得罪の新設、罰則対象範囲の拡大、被害にあった子どもたちに対する保護規定の見直し及びフォローアップ体制の確立を主な内容とするもの。 | 6/11 中間報告 | | |

《農林水産部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---|---|---------------------|--------------|--|
| 農業者戸別所得補償法案 | 食料の安定供給及び安全性確保の観点から、主要農産物を生産する販売農家への戸別所得補償制度を導入。 | 10/3 登録 10/10 了承 | 10/18 参提出 | 10/30 参農水委趣旨説明 11/1 参農水委質疑入り 11/8 参農水委・可決 11/9 参本会議・可決 12/5 衆農水委趣旨説明 12/12、12/19 衆農水委質疑 4/8 衆農水委質疑 5/8 衆農水委・否決 5/9 衆本会議・否決 |
| 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案 継続 | 我が国に牛等を輸出する国について、牛海綿状脳症の発生するおそれの程度の評価を行い、評価結果に基づき牛海綿状脳症の発生のおそれがある国から輸入される牛等に関する措置等について定め、安全な牛肉を安定的に供給する体制の確立に資する。 | 審査済 | 提出済 | 163 特別国会提出。 |

| | | | | |
|---|---|--------------------------------|----------|---------------|
| 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案 継続 | 指定国輸入牛肉台帳等の作成、指定国輸入牛肉等を販売する場合における販売業者による指定国輸入牛肉個体識別符号等の表示等の措置を講ずる | 審査済 | 提出済 | 163 特別国会提出。 |
| 〈食の安全・安心対策関連法案〉 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案 | リスク管理を一元化するため農水省に食品安全庁を設置、食品安全委員会の拡充、食品トレーサビリティの表示販売システムを確立、消費・賞味期限の根拠の提示、輸入に際しての安全確保措置の届出の規定などを図る。 | 3/4 登録 3/5、3/12、3/26NC 中間報告 | 4/17 衆提出 | 5/15 衆農水委趣旨説明 |
| 農林漁業・農山漁村再生基本法案（仮称） | 農林漁業・農山漁村再生に資する「6次産業化プログラム」を推進するため、食の安全保障の確保、農業の活性化、森林・林業の活性化、漁業・水産の活性化、農山漁村の6次産業化に関する改革方針を定める。 | 3/4 登録 3/5NC 中間報告 | | |

《国土交通部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|---------------------|---|----------------------------------|----------|------------|
| 交通基本法案 継続 | 国民の「移動の権利」を明記し、交通基本計画により総合的な交通インフラを効率的に整備する。 | 審査済 | 提出済 | 165 臨時国会提出 |
| 離島振興法等の一部を改正する法律案 | 離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島の地域内に住所又は事務所を有する者が購入する揮発油に係る揮発油税を減免する | 12/26NC 了承 | 6/6 衆提出 | |
| 下水道法等の一部改正案 | 一定の基準を満たす合併浄化槽を設置している土地の所有者等の下水道法における公共下水道への接続義務を免除する。 | 3/4 登録 4/16 中間報告 4/23NC 了承 | 4/25 参提出 | |

《環境部門》

| 法案名 | 概要 | 党内手続 | 提出 | 審議状況 |
|-----------------------------|--|------|-----|------------|
| 環境健康被害者等救済基本法案 継続 | 迅速な被害者救済に資するため、中央認定審査会を独立させ、内閣府のなかに「環境健康被害等基準策定等委員会」を設けること、同委員会に調査権限を与え、幅広い救済を可能とする認定基準を設ける。 | 審査済 | 提出済 | 166 通常国会提出 |

| | | | | |
|--|---|---|--------------|--|
| 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案 継続 | 土壤汚染状況調査を免除され、特定公共施設等の用に供しようとする土地を調査の対象にする。 | 11/7 了承 11/28 再確認 | 12/4 参提出 | 5/20 参環境委趣旨説明 5/22/参環境委・可決 5/23 参本会議・可決 |
| 生物多様性基本法案（民主党議員立法） | 生物多様性の保全及びその利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献するため、基本法を制定する。 | 3/4 登録 3/12NC 中間報告 4/10NC 了承 | 4/11 衆提出 | 5/20「生物多様性基本法案」を与野党共同提案するため、撤回。 |
| 生物多様性基本法案 | 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 | 5/14NC 了承 | 衆環境委員 長提案 | 5/20 趣旨弁明、衆環境委・可決 5/22 衆本会議・可決 5/27 趣旨弁明、参環境委・可決 5/28 参本会議・可決 |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正案（民主党議員立法） | 石綿健康被害者に対する隙間のない救済を図るため、救済給付調整金及び救済法施行前死亡事例の経過措置の延長など緊急かつ暫定的に所要の措置を講じる。 | 3/4 登録 3/12、4/16 NC 中間報告 4/23NC 了承 | 4/24 参提出 | 6/3 「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正案」を与野党共同提案するため撤回。 |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正案 | 石綿による健康被害を受けた者・遺族に対する救済を充実するため、医療費等の支給対象期間拡大、認定申請なく死亡した者の遺族への特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金・特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行う。 | 5/21NC 了承 | 衆環境委員 長提案 | 6/3 趣旨弁明、衆環境委・可決 6/5 衆本会議・可決 6/12 趣旨弁明、参環境委・可決 6/12 参議本会議・可決 |
| ≪殺虫剤規制関連2法案≫ 殺虫剤等の規制等に関する法律案（仮称） 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案（仮称） | 生活環境を保全し、国民の健康の保護、さらに害虫等防除業の適正な運営確保による環境汚染の防止等に資するため、所要の法改正を行う。 | 3/4 登録 3/5NC 中間報告 | | |
| 水俣病に係る被害の救済に関する特別措置法案（仮称） | 全面解決への第一歩として、医療、手当、賠償金などを特別立法により支給するとともに国による総合的調査研究義務を課する。 | 3/4 登録 3/5NC 中間報告 | | |
| 地球温暖化対策基本法案 | 地球温暖化対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、中期的な排出量の削減目標を設定し、所要の措置を講ずることにより、地球環境の保全に寄与する。 | 3/4 登録 5/21NC 中間報告 6/4NC 了承 | 6/4 参提出 | |

民主党の主張を踏まえた修正を行い可決した政府提出法案

| 法案名 | 法案概要・修正のポイント | 経過 備考 |
|--|---|---|
| 地方交付税法の一部を改正する法律案（平成19年度補正予算関連） | <p>本法案は①国税5税の減額補正に伴う地方交付税額の減額を国の一般会計加算より補てんする、②平成19年度の地方税の減収を補てんするため、建設事業費以外の経費にも充当できる「減収補てん債」を発行可能にする改正を行うもの。</p> <p>民主党の提案により、減収補てん債を平成19年度に限らず、当分の間起債できることとする修正を行った。</p> | <p>1/29 修正案提出。衆総務委員会・可決。</p> <p>2/6 参・本会議・可決</p> |
| 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案 | <p>国土交通省に「観光庁」、「運輸安全委員会」を設置する法案。「運輸安全委員会」の項目について以下の修正を盛り込ませた。①所掌事務に、被害者、家族等に対し、情報提供等の支援を追加、②委員会の勧告機能を強化、③関係行政機関の長などに対し、情報提供などを求めることができるようにする、④5年を経過した場合の法改正の検討</p> | <p>4/15 衆国土交通委で修正・可決</p> <p>4/15 衆本会議・可決</p> <p>4/24 参国土交通委・可決</p> <p>4/25 参本会議・可決、成立</p> |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案 | <p>新型インフルエンザ対策を強化する法案。民主党の提案により、1) 発症していなくても感染力があるとされる新型インフルエンザ感染症の無症状病原体保有者について一類感染者の患者とみなす規定を準用する、2) 新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発、承認を促進する、3) 新型インフルエンザ感染症の発生・まん延に備え、必要な抗インフルエンザ薬の備蓄に努めることを追加する、条文修正について与党と合意に至った。</p> | <p>4/23 衆院厚労委で修正、可決</p> <p>4/24 衆院本会議可決</p> <p>4/24 参院厚労委 可決</p> <p>4/25 参院本会議 可決、成立</p> |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 | <p>京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するための法案。民主党がかねてから主張してきた「二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供」等を盛り込ませた。</p> | <p>4/25 衆環境委で修正・可決</p> <p>4/25 衆本会議・可決</p> <p>6/5 参環境委・可決</p> <p>6/6 参本会議・可決、成立</p> |
| 電波法の一部を改正する法律案 | <p>本法案は、携帯電話の普及や地デジ移行等、近年の電波利用状況を勘案して電波利用料の用途の拡大等を行うもの。</p> <p>電波利用料の制度や用途には不透明な部分が多いため、下記の点を修正した。</p> <p>(1) 電波利用料の用途の拡大に制限を設け、用途の透明化のため情報開示を促進する。</p> <p>(2) 電波を割り当てる際の審査過程の公平性・透明性を徹底する。</p> | <p>4/17 修正案提出。衆総務委・可決。衆・本会議可決。</p> <p>5/22 参総務委・可決。</p> <p>5/23 参・本会議・可決。</p> |
| 学校保健法等の一部を改正する法律案 | <p>学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図る。民主党は、政府案に対し、財政措置や国・地方公共団体の責務を修正で盛り込ませた。</p> | <p>5/30 修正案提出、衆文科委・可決</p> |
| 国家公務員制度改革基本法案 | <p>国家公務員の人事制度の総合的な改革を進めるための基本方針等を定める法案。内閣人事局の設置、幹部人事の内閣一元化、政官接触制限規定の削除など、民主党の主張を大幅に取り入れる形にて、与野党合同で修正する旨を合意。</p> | <p>5/29 修正案提出、衆内閣委・可決</p> <p>5/30 衆本会議・可決</p> <p>6/6 参本会議・可決・成立</p> |
| 少年法の一部を改正する法律案 | <p>家庭裁判所が相当と判断する場合に被害者等による少年審判の傍聴を認める法案。相当性の判断に「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」を基準として明示し、審判廷における少年の心身に及ぼす影響等に配慮すること、傍聴を許す場合には、事前に付添人の意見を聴取しなければならない等、民主党の主張に沿って自民、公明、民主3党共同で修正案を提出。</p> | <p>5/30 修正案提出。衆法務委・修正可決</p> <p>6/3 衆本会議・修正可決</p> <p>6/11 参本会議・可決・成立</p> |